

事務連絡
令和3年1月4日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品の取扱いについて（その16）

標記については、令和2年11月5日付け事務連絡により、衛生証明書の発行を見合させるようお願いしているところです。

今般、岐阜県において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことから、香港、シンガポール、ベトナム、マカオ、台湾並びに英国及び欧州連合向け輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品における衛生証明書の発行については、下記のとおりの対応をお願いします。

衛生証明書が発行された場合であっても、動物検疫所において輸出される食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品が下記の都道府県以外で生産及び処理されたことを確認できない場合は、輸出検疫証明書が発行されませんので、関係者へ周知をお願いします。

記

1 香港、ベトナム、シンガポール及びマカオ

香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、和歌山県、大分県、岡山県、滋賀県、高知県、徳島県、千葉県及び岐阜県で生産及び処理されたものについては衛生証明書の発行停止。ただし、シンガポール向け輸出家きん肉製品及び家きん卵製品のうち、OIEの加熱基準に基づいた十分な加熱処理が行われている製品については、これまでどおり輸出検疫証明書の発行が行われるため、引き続き衛生証明書を発行して差し支えない。

2 台湾並びに英国及び欧州連合

全国において衛生証明書の発行停止。